

第二十八回国会
衆議院

法務委員會議録 第七号

昭和三十三年二月二十一日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 町村 金五君
理事 高橋 禎一君 理事 林 博君
理事 福井 盛太郎君 理事 三田村 武夫君
理事 猪俣 浩三君

犬養 健君 小島 徹三君
小林 鎭君 世耕 弘一君
徳安 實藏君 長井 源君
横川 重次君 青野 武一君
神近 市子君 佐竹 晴記君
武藤 運十郎君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員

総務府総務局長 藤原 節夫君
検事(刑事局長) 竹内 壽平君
法務事務官(矯正局長) 渡部 善信君
厚生事務官(社会局長) 安田 巖君
労働事務官(婦人少年局長) 谷野 せつ君

二月二十日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日会議に付した案件
売春防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五〇号)
婦人補導院法案(内閣提出第五一号)

○町村委員長 ただいまより会議を開きます。

売春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院法案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を行います。質疑の通告がありますから、これを許します。高橋禎一君。

○高橋(補)委員 売春防止法の一部改正法案、婦人補導院法案につきまして、昨日の委員会で、三田村委員、吉田委員等からも質問がございました。若干その質問に重複するような部分もあるかと存じますが、申し上げるまでもなく、売春防止法の全面実施の日を目前に控えました今日、私どもとしては、どこまでもこの売春防止法の施行によって、この法律の目的としておる売春関係の事犯の絶滅を期さなければならぬことはもちろんであります。聞くところによりますと、

これまでのいわゆる赤線区域における業者も自発的に転業をされて、過去長い間夜の花の咲き乱れたような状態であった吉原等でも、すっかり灯が消えてしまつておるといふ状態でありまして、これを見ますと、全く一つの革命が行われたといふような印象を受けるのであります。また、従業者の人たちのそういう場所から離散していった状態、それにまた、この売春防止法の審議並びにその実施に関連していろいろ政界等においてもいわば一大異変があつたような印象を受けるのであります。ある意味においては大きな犠牲とも申し申すか、大変革の場合における

苦悶の姿でも申しますか、そういう事象が起つたその状態等を思い出すときに、私どもとしては、どうしてもこの法律を健全に運びに運営をして、その法律が意図しておるところの目的を十分果して、そうして世の期待に沿わなければならぬことを真剣に考えるわけでありまして、いろいろの方面を騒がして、そうして跡の始末が従来よりもつと悪い事態が起つたといふようなことがあつては、法律制定の衝に當つた私も責任者といひましたし、まことに申しわけないわけでありまして、まことにこの法律の実施に當つては、もちろん政府当局が中心になつていろいろの施策を遂行していかなければならぬと、また、国民全体も、この法律を生かすために協力をし、いかなければならぬ、こういうふうなことをつくづく思つておるようなわけでございます。そこで、まずそういう気持を持って政府のなさる施策等について若干お尋ねをいたしたいと思ふのであります。

まず第一に、この売春防止法が制定され、実施されるに至りまして、国内のこれに対するいろいろの考え方はまづおきまして、やはりこの問題については世界的な一つの関心事だと思ふのであります。そういう意味で、国際的な反響と申しますか、世界の人たちは、日本におけるこの売春防止法制定に關してどういふふうな見方をしておる、どういふ批評をしておるかという

ようなことを、私どもとしてもやはり知りたいわけでありまして、それらについて御存じでありましたならば、法務当局その他からこの際明らかにしていただきたいと思います。

○唐澤國務大臣 ただいま高橋委員から、売春防止法の実施というものは日本の社会史上あるいは革命とも言えるほどの大変革である、立法の責任を持つておる議員として、この法律が円満に実施に移されるかどうかについて非常な責任を感じておられるというお言葉がございました。私どもはまた、この法の実施を担当いたしております行政府の一員といたしまして、同様に強い責任を感じておる次第でございます。その意味から、この画期的な変革に関する問題が諸外国の人々にどういふふうな反映しておるかというふうなことに對してのお尋ねでございますが、特にこの点について法務省として取り調べたことはございませんが、通般この刑事関係に関するアジアの大会がございまして、その席上この諸国における売春関係のことが非常に論議、検討されたのでございます。ちょうど日本においては新しい立法がまさに実施に移されようとしておる時期でございますから、これがやはりいろいろと集まつた代表者の間の質問、研究の対象となつたのでございまして、その当時の状況につきまして、列席いたしておりました刑事局長より申し上げてみたいと思ひます。

○竹内政府委員 御承知のように、昨年秋、十一月から十二月にかけまして、東京において國際連合主催の犯罪防止等に関するアジア會議というものが開かれました。日本からも代表が出席いたしましたのでございまして、そのアジア會議におきましては、犯罪防止に關する少年の非行問題、あるいは矯正施設における処分の問題なども論議されましたが、画期的な一つの議題といはしまして、いわゆる売春問題が論議されたのでございまして、日本におきましては、今までいわゆる公娼制度を有する国として、かような國際會議におきましては顔を赤くして論議をせざるを得なかつたのでございまして、幸いにいたしまして、今や売春防止法を持つておるのでございまして、刑罰規定も本年は四月一日から実施される運びでございまして、いわば全面実施を控えた売春防止法を持つてこの會議に臨んだ次第でございまして、日本の代表各位は、今までと違ひまして、きわめてこの會議にはプライドを持つて臨み得たのでございまして。

で、この売春問題についての論議におきまして、いわゆる単純売春を罰すべきものであるかどうかというふうな問題からいたしまして、これを單に法律的な立場だけでなく、社会的な見地からもかなり突っ込んだ論議が行われたのでございまして、日本の持つておりますこの売春防止法は、さらに刑罰規定とともに売春婦に對しまして保安処分を実施するという含みのもとに今國會にはその保安処分に関する

年秋、十一月から十二月にかけまして、東京において國際連合主催の犯罪防止等に関するアジア會議というものが開かれました。日本からも代表が出席いたしましたのでございまして、そのアジア會議におきましては、犯罪防止に關する少年の非行問題、あるいは矯正施設における処分の問題なども論議されましたが、画期的な一つの議題といはしまして、いわゆる売春問題が論議されたのでございまして、日本におきましては、今までいわゆる公娼制度を有する国として、かような國際會議におきましては顔を赤くして論議をせざるを得なかつたのでございまして、幸いにいたしまして、今や売春防止法を持つておるのでございまして、刑罰規定も本年は四月一日から実施される運びでございまして、いわば全面実施を控えた売春防止法を持つてこの會議に臨んだ次第でございまして、日本の代表各位は、今までと違ひまして、きわめてこの會議にはプライドを持つて臨み得たのでございまして。

で、この売春問題についての論議におきまして、いわゆる単純売春を罰すべきものであるかどうかというふうな問題からいたしまして、これを單に法律的な立場だけでなく、社会的な見地からもかなり突っ込んだ論議が行われたのでございまして、日本の持つておりますこの売春防止法は、さらに刑罰規定とともに売春婦に對しまして保安処分を実施するという含みのもとに今國會にはその保安処分に関する

年秋、十一月から十二月にかけまして、東京において國際連合主催の犯罪防止等に関するアジア會議というものが開かれました。日本からも代表が出席いたしましたのでございまして、そのアジア會議におきましては、犯罪防止に關する少年の非行問題、あるいは矯正施設における処分の問題なども論議されましたが、画期的な一つの議題といはしまして、いわゆる売春問題が論議されたのでございまして、日本におきましては、今までいわゆる公娼制度を有する国として、かような國際會議におきましては顔を赤くして論議をせざるを得なかつたのでございまして、幸いにいたしまして、今や売春防止法を持つておるのでございまして、刑罰規定も本年は四月一日から実施される運びでございまして、いわば全面実施を控えた売春防止法を持つてこの會議に臨んだ次第でございまして、日本の代表各位は、今までと違ひまして、きわめてこの會議にはプライドを持つて臨み得たのでございまして。

で、この売春問題についての論議におきまして、いわゆる単純売春を罰すべきものであるかどうかというふうな問題からいたしまして、これを單に法律的な立場だけでなく、社会的な見地からもかなり突っ込んだ論議が行われたのでございまして、日本の持つておりますこの売春防止法は、さらに刑罰規定とともに売春婦に對しまして保安処分を実施するという含みのもとに今國會にはその保安処分に関する

る改正法案を出す予定であるというこ
とも主張したのでございます。そ
ういたしますと、この亮春防止法は、
日本国内において画期的なものであり
ますとともに、統一的な亮春法律とい
たしまして、これはアジアにおいて
ももちろん模範となるべき法律であり
ますことは論を待たないのでございま
す。国連の関係当局者も、この法律に
つきましては非常な敬意と、その内容
の優秀である点につきましては口をそ
ろえて賞賛の辞を惜しまなかったの
でございます。港間さる法などと言わ
れておりますけれども、決してさうな
ものではなく、かつまた、その内容も
亮春問題の国際的な大きな方向にま
しく目標が合致しておるものでござ
いまして、きわめて優秀な、世界に範
するに足る法律であるというところは、
ひとしく参加した各国の認めること
であつたのでございます。

なお、国際連合におきましては、亮
春に関する条約の取りきめもありま
して、日本もこれに参加するかどうか
ということが懸案になつていたのでござ
います。今や亮春防止法を持つに至
りました以上は、これにきん然と参加
することができ次第でございまして、
近くこれも国会に批准案が提案
されるのではないかとこのうふに考
えておるのでございます。

○高橋(順)委員 今刑事局長の最後に
御答弁のありましたこの亮春関係の条
約に参加するという点に關しては、
すでに問題が具体化しておるのであ
るか、それに関する政府の態度、
これらについて法務大臣からお伺い
いたしたい。

○唐澤國務大臣 ただいまお尋ねの亮

春関係の国際条約についてございま
す。政府内部におきましては、これ
を承認し、批准の手続きをとりたい
というふうに決定いたしております。過
般の臨時国会におきまして、参議院の
本会議であつたと思ひますが、御同
様に賛同に對しまして、岸総理から、こ
れに同意をする意思があるということ
を明瞭にお答えになつておるようであ
ります。その点は外務大臣も同様に考
えておるようでございます。

○高橋(順)委員 ただいま政府の御答
弁によつて、亮春関係の国際条約に参
加をする日が近いし、また、この防止
法に關して、世界の文明國の間に
ては、非常に法の内容の充実してお
ることに対して敬意を表し、非常な優
秀な法律というふうな世界的な評価が
下されておると、このように考えられ
るのであります。私も、法律その
ものは世間でとやかくの批評はありま
すけれども、決してそう非難されるべ
きものでない、日本の亮春問題の解決
のために現在の段階においては最も適
当な法律であることを考えておるもの
であります。問題は、これから本年四
月一日からの全面実施後におけるこ
の法律の運用いかんということにか
かると思ふのであります。

それで、今後の運用の問題に關連
いたしまして、まず藤原總務局長にお
尋ねをいたしますが、亮春関係の問題
についての機関として、内閣に亮春對
策審議会が作られておつて、しかも今
日まで同審議会は非常な功績を残され
てきたと思ふのであります。そこで、
今後この審議会を存続されるのかどう
か、存続されるとき、その運営につ
いてどのような考えを持っておられる

かということ、いま一つは、やはり
この対策は総合的なものでなければな
らない。法律の点から見ても、こ
れは法務省に關係し厚生省に關係を持
ち、労働省あるいはまた文部省等も相
當關係があると私は思ふのであります
が、さういふふうな多岐にわたつた施
策を遂行していかねばならぬ。この
問題は、どこか総合的な、総合的な
施策なりまたはその実行なりについて
のいわば元締めとでもいう機関が必要
であると思ふのであります。さうでない
と、法務省は法務省の考えだけで進
み、また、警察にしましても、あるい
は労働省、厚生省等がばらばらな考
えで、法律にある自分の關係のある立
場だけを考へてやつておつたのでは、こ
の種の問題の解決には効果はないと思
うのであります。昨日も三田村委員からい
ろいろな質問等々に關して御質問が
ございしましたが、なお私は、昭和三十
三年度の予算に關して、あるいはまた
今後の予算問題といふことは別といた
しまして、やはり予算できまつた範圍
内における活動、その予算をいかに有
効に使用して効果をあげるかといつた
ような問題について、十分な予算がな
ければならぬだけに、やはり総合的な元
締めとなる機関が必要だと思ふのであ
ります。内閣の方では一体その点につ
いてどういふふうな考えを持っておら
れるか、この二つについてお尋ねしま
す。

○藤原政府委員 ただいまお話がござ
いましたように、亮春対策審議会は、
過去におきまして、亮春防止法の円滑
な、しかも完全な実施ができるよう
に、非常に積極的に行なつて御活
躍をいたしまして、それぞれ關係各

省感謝をいたしておるところでありま
す。いよいよ防止法の実施に至ります
と、また新しい意味でいろいろな問題
が起つてこようかと思はれるのであり
まして、この審議会はむしろ今後とも
存続し、一そう今日以上に活発に働い
ていただきたいと思います。さういふ
ことです。なお、今日までの立法並びに
実施の準備の段階においてもさうであ
りましたが、今後法律を実施するに當
りましては、ただいま御指摘のように、
各省の間に十分連絡をし、総合的な見
地から施策を行なつていかねばならぬ
と思ひます。審議会そのものが、さう
いふような趣旨から、各省間の連絡調
整についてもいろいろ貴重な意見を
いただいております。また連絡の實際に當
つても働いていただいておりますのであ
ります。政府としましては、むしろその
点に十分考慮をいたしまして、審議会
を総理府に置かれましたのもさうい
う趣旨からであると思ひます。私
どもも総理府の立場がさういふ各省間の
仕事の円滑なる連絡と総合調整とい
うことに重点を置いておりますので、そ
の点については一そう今後とも努力し
参りたいと思つております。機構とい
たしましては亮春対策審議会の幹事も
やつておりますし、内閣の審議室がこ
れに當りまして十分遺憾なきを期した
いと考へておる次第であります。

○高橋(順)委員 亮春対策審議会は將
來存続していく、そして内閣の審議室
が責任を持つて各省間の仕事の連絡
とつて総合調整の機能のいふやうに
やる、さういふお話です。私は、審議
室でどういふふうなやり方をしてい
らつしやるか、まだよくわからないの

ですが、ちやうど各都道府県に亮春對
策本部といふやうなものも設けられて
おる。やはり内閣にもせつかりつぱ
な審議会があるのですから、それに対
應する、今度は行政を執行するといふ
面の亮春防止対策本部とか、さうい
つたやうなものを設置されるというや
うな考えはありますか。さういふもの
を設置してやつていく必要があるの
ではないか。審議室にはいろいろ仕事
があります、その間にあつて片手間の
うなことをやつておつたのではよく
いかぬと思ふ。やはり専門的にその仕
事と取組んでいくといふやうなやり
方が必要だと思ひますが、審議室で実
際この仕事をやつておられる内容な
り、やり方、それから今申し上げた本
部設置に對する考えをお伺いいたしま
す。

○藤原政府委員 審議室はいろいろ
仕事をやつておりますので手が回らぬ
のじやないかといふことも御懸念のよ
うでございます。事実さういふ面も確
かにあるのであります。各省との総
合調整を要する仕事もまた非常に多
いのであります。これを実施するために
内閣なり総理府に本部を設ければ、確
かにその能率を上げる上には役立つと
ころが大きいと思ひますが、一面ま
た、非常にさういふものが多いのであ
りまして、今日さういふもの本部ある
いは事務局といふやうなものも設け
ておりますのは、社会保障制度審議会
に事務局が置かれておる。今回法案を
提出しております青少年問題対策協
議会に事務局を置こうといふやうなこ
とが行われております。また、法律では
ありませんが、駐留軍の離職者対策に
對しまして、従来特需等連絡會議とい

うものが総理府にございまして、それに離職者対策本部というようなものを閣議決定をもって置いておるといふような例はございませう。従いまして、ただいまおっしゃいましたような点については十分考慮の必要はあると思っておりますが、ただいまのところ亮春対策本部というものを内閣府総理府に置くというところまでは参っております。今ありますのは、何と申しましても保護更生について関係の深い厚生省に亮春対策推進委員会というものが置かれております。これまた活発に推進をしていただいております。次第でございます。

○高橋(順)委員 世間には、せっかく法律はできたけれども、政府はこれを完全に実施して、そうして法律の所定の目的を達するために真剣な措置がでないのじゃないかというような疑問があるわけなんです。私も考えましても、予算の面から見ましても、それから今お話しになりました機構の問題等からいまして、これは徹底してこの問題と取っ組むという印象を受けないのです。亮春防止法の実施に当っては、先ほど申し上げましたようにいろいろな大きな犠牲を払っておるわけでありませう。とにかく、こういう犠牲を——いろいろな問題が生じたその後において、法律を実施してみただけでも今までは少しも変らぬではないかというやうなことが、再び亮春防止法制定以前の方の方が正しいんだというやうなことが国民の間に生まれてきたら大へんだと思うのです。下手をするとそういうことになると思はる。それ見

よという声が私には一部に起ってくる危険があると思う。外国なんかの例を見ましても、亮春防止法的な取締りをしておるところと、またイタリヤなんかのように公然と免許制度をもってやっておるやうなところとあります。そのどちらが正しいかということ

は、やはり世界的な一つの問題だと思ふのです。ところが、これについて新しい出発をした日本において、せっかくあつたやうな法律ができたけれども、どうもやはり前のような制度がいんだということになった。日本の将来にこの問題の解決をなすべき時期は再びめぐつてこないんじゃないか、こういうことを心配いたします。それから、せっかくやつたんだし、それはいいことだから、この際力を入れて徹底的にこの問題と取っ組んで解決をつけようという考えがなければならぬ。これはもう国民の協力がなければならぬ。ことですから、法律を制定する当時においては、日本のそれこそ御婦人の方も青年諸君も、これらの人々たちを先頭に国民の多数がこれを支持したわけなんです。あの空気が一体現在あるかどうか、私は若干疑問を持つ。それはやはり、今度は法律ができたんだから、その責任は政府にある。政府が陣頭に立つてほんとうに国民の協力を受けてこの問題を解決していくんだという態度をはっきり示さなければ、国民の方では失望してしまうと思ふのです。そういうふうな意味において、ただいま申し上げた亮春防止対策のいわゆる責任者と申しますか、ばらばらの各機関が自分たちの受け持った部分だけは一応やっておるというのでは効果は上がらないのです。これは綱の目のよ

うな関係を持つておるわけですから、総合的な政策推進の責任者というものはつきりして、それが中心になって関係各省との連絡をとってやっていくというやうな体制を一つ確立してもらいたい。今のままじゃとても安心できない、こう考えるわけでありませう。

そこで、続いてお尋ねをいたしますが、各省間の連絡をとるというやうなことに、実際どうやっていらいらするのですか。たとえば、法務省とか警察庁とかあるいは厚生省、労働省、文部省等、あるいは予算の関係もあるでしょうから大蔵省をぜひ入れておかなければいかぬですよ。大蔵省がこの問題について認識不足であつたんじゃない、ほかの方がどんなに夢中になつても予算の面で行き詰まってしまうのですから、大蔵省の予算関係を担当しておるやうな人々たちをも含めて、どういう連絡をとってやっておられるのか。これは私もやかましく政府をいじめるといふ考えじゃないのです。心からそう思つてゐるので、うまくやらないと大失敗をする。大失敗をやつたら、もうもとへまた返つて、もとの方がいんだ。ということになつてしまふのです。吉原もやはりあつて、あのようにやつた方が日本にはいいんだというところになつたら、この問題は最後だと思ふ。そのところを一つ御説明願ひます。

○藤原政府委員 おっしゃいます通りに、防止法を実施するということは、法律ができさえすれば、実施すればそれで済んだというものではないので、それこそ新しい、ある意味から言へば新しい亮春対策が出現しなければならぬのじゃないかというくらいに考へて

おります。従つて、その責任はいいよ行政の任にある政府当局に——そう重きを加えるということは十分自覚をいたしております。そういう意味で、ただいま申されましたやうな機構上の配慮についても十分考えなければならぬと思つております。ただいまのところでは亮春対策推進委員会を中心になつてこの仕事の推進に當つていただいております。行政的には審議室がやつてゐるのでありますが、ただいまおつしやる各省との連絡につきましては、審議会の幹事に関係各省の責任者になつていただまして、今おつしやいます幹事会等で十分連絡のないやうな措置をとつてゐるわけでありませう。

○高橋(順)委員 今申し上げた趣旨を十分尊重していただいて、たとえば藤原副長官でも、この問題と取っ組んで、これをすばらしくりつぱに解決したといつたら、偉大な政治家だと国民もおそらく尊敬するだらうと思ひます。これは大問題ですから、審議室では仕事の片手間で一応書類だけの取次をやるやうなことをやつておつたんだ、とても解決がつかぬと思ふ。だから、できるだけ早い機会に、先ほど申し上げたやうな対策本部的な機構を作つて、これと取っ組んでもらいた

い。取り返しのつかないやうなことをやらぬやうにしなければならぬ。政府がそういうふうな意図を示さないと、国民は協力しないですよ。下手をしつたら投げるという気持ちになつちまうと私は思ふのです。その点を特に強く要望いたしておきます。この亮春防止法が実施されてから世間で心配してゐる問題の大きい点を取り上げますと、こういうことになつたので、男性の性欲のほけ口がないで、善良な婦女に對しての暴行事件等が起つてくるのではないかと、もうほつぽつ起り出したといふやうなうわさがあるのです。そういうことについて私はあつた法務当局等にお尋ねしたいと思ひますが、その問題が一つ。それから、花柳病が非常に蔓延するんじゃないかという衛生上の問題からの心配、あるいは取締りの行き過ぎ、特に警察の方面の取締りの行き過ぎ、これを非常に心配する向きがある。それから、業者に對する転廃業等が円滑にいくやうな措置が講ぜられるかどうかというところであります。もしも国民全体がほんとうにこの法律の真精神を理解して協力し、政府もその先頭に立つてまじめにやつていけば、私は非常に将来に不安を持つておられるやうな人たちが、これでよかつたという、そこまでいかなければならぬと思ふのです。政府もそれに協力をしなければならぬ。それからまた、一面、従業員の人たちも、あのときはいろいろ反対のやうな気持ちもあつたけれども、これはやはりよかつたといふところまでいかなければならぬ。そこで、今いろいろ国民の間で心配をしてゐるこれらの問題を一つ解決していかねばならぬ。今審議してゐる両法案等もそれに深い関係を持ち、そういう点をも何とか解決しようという考えであることは間違ひありませんが、まず第一の問題の、善良の婦女の被害が最近亮春防止法の完全実施を前にして特殊な現象として現れてゐるかどうかと

いうこと、それがかりに現われておらないにしても、四月一日以後の完全実施になったならばそういうことがあるのじやないかという不安があるのですが、それらについて、警察当局、法務当局においてはどのような対策を持っておられるか。

○竹内政府委員 法務省の立場でお答えを申し上げます。

荒春防止法完全実施を控えて、いわゆる善良な婦女子に対する暴行事件が増加の傾向にありはしないかという御懸念でございます。この点につきましては、私も同様な意味において実は推移を見守っておる状況でございます。確かに婦女子に対する暴行つまり性犯罪は最近ずっと増加の傾向にあります。これは否定しがたい事実でございますが、この増加の傾向が直ちに荒春防止法の影響であるというふうに断定する資料はまだ発見されないでございます。その間の動き方につきましては今後とも細心の注意を払って見守って参りたいと思っております。御懸念のように、荒春行為が違法視される段階になりました。また娼家その他も四月一日以降においては灯が消えるわけでございますので、この方面の対策というものは、ひとり牽制策の面だけでなくして、その他の面からも十分これは考究しなければならぬ問題でございます。特に、私どもの方へ入っております心配の材料といたしまして、御承知のように電源開発その他によりましてある山間僻地に多数の若い労働者が集まっておるような地区におきましては、その人たちの性欲のはけ口としまして、このような施設がなくなることによって良家の子女に向けら

れるのではなからうかという懸念が強く心配されておるようでございますが、これらの点につきましては、犯罪としてこれを処理いたしますことのほかに、さらに、そういう者に対する考え方の変化を求める、あるいはもっと健全な娯楽施設を設けるといったような面からも十分考究されて、その対策は別途に立てられなければならないというふうに思うのでございますが、そういう懸念は若干出ておるようでございます。

○高橋(續)委員 法務大臣にお尋ねいたしますが、法務大臣は、警察庁長官とかあるいはまた警察関係の担当国務大臣等と連絡をとられて、今刑事局長の答弁にありました問題についての私の質問、すなわち、善良な婦女子に対する性関係からの暴行事件というやうなものを防止する意味におきまして御相談になったようなことがあるのかないのか、もしないと思えば、今後どういうふうにしようと思つていらつしやるか、それをお伺いしたいのです。と申しますのは、もうすでにこの法実施について起つてくる悪い面の問題について国民の方では非常に不安を持っておる。婦女子に対する暴行事件が多くなるであらうという見通しを持った人にも相当するわけですね。また、そういうことのないようにやってもならぬわけですね。すなわち、国民からすでにこの法実施に関してその将来についての一つの大きな警告をされておるといふ状態でありまして、もし善良な婦女子に対してこの法実施以後に性的な暴行事件が多くなつたというやうなことになるかと、この法律の実施ということ

がその面において非常に不成功ということになるわけでありまして、断じてそういうことのないように今から対策を立てて、そうしてそれを国民に徹底させて、国民を安心させなければならぬと私は思うのでありますが、そういうことについての御配慮がどのようになされておるか、それを承わりたい。

○唐澤國務大臣 荒春防止法の完全実施に伴ひまして、婦女子に対する暴行、性犯罪が増加するであらうというお見込み、また社会がこの見込みのもとに非常な不安を持っておるというお考え、私も全く同感でございます。この点につきましては、たとえば開港地のやうな場所とか、また駐留軍のおられる基地付近とか、あるいはダム建設などの大規模の工事が始まりました場合に、屈強の男性がそこへ集まつてくる、そういう地区等につきましては、全般的な心配のほかは局地的にまたその心配をされるのでございまして、この点につきましては、警察関係とはよりいろいろ心配をして相談はいたしております。まだ結論には達しておりませんけれども、その憂いは全くこれを同じくするものでございまして、何とかさういふ性犯罪の起きないやうに、未然にこれを防止する方法を講じたいとせつかく相談をいたしておりますが、それではどういふ方策があるかという点については、まだ具體的な案を持っておりません。

○高橋(續)委員 次には、取締りの行き過ぎという問題なんです。荒春防止法完全実施を前にして、従来現行の法規を運用するという立場に立ってだいた取締りが強化されておるといふ空気があります。方々からの情報によりま

すと、なかなか手きびしいやり方をやられておるところもあるやうであります。たとえば、旅館等に立ち入って、そこへ男女で泊つておるお客さんに対していろいろ事情を聞いて歩く、あるいは新婚夫婦が泊つておるといふので、中に入ることを承諾しないから、ふすまの外で質問をしておるやうなところがあるというのを聞きました。あるいはまた、業者が泊つたというやうなことから、営業停止を大規模に食わすといったやうなところもあるやうです。あるいはまた、深夜営業をするやうな場所でも、また深夜にもならないやうな場所でも、また深夜にもないやうなところから私服や制服がそこそこのでガラス窓あるいはドアの外からのぞいて見て歩くやうなやうなこともやつておられるやうですけれども、これは、私どもの若干の経験からいいたしまして、えてしてこういう問題については職員、ことに若い人たちは非常に興味を持つ。これは法務省の方々は御経験があると思うのです。たとえば若い人を連れていって家宅捜索でもやると、ほんとうに犯罪に關係した証拠の捜索は第二にして、何かたんのうちから春画でも取り出して、おもしろがつてそれをながめておるといふやうなことをよくやるものなことです。それに似寄つたやうなことが、この荒春防止法実施に關連して、それこそ社会全般でしかもかなり公然とやるというやうなことになつたら、そういう社会は一体どういふものか、実に暗黒陰惨なものになつてくるのじやないかと私は思う。ですから、このところをよほど賢明にやつてもらわないと、良識を持った善良な一般の国民が何かいやな感じを持つやうな社会になつてくる危険が、この犯罪取締りの性質から見てありがたかと思つたのであります。これはむしろ警察当局というよりは警察方面に多いと思つたのであります。警察庁の責任者は本日お尋ねおりませんが、それは後日お尋ねすると思つたしまして、しかし、検査官は、警察官と絶えず連絡をとる、指揮するといふところまでは今の法制のもとではなかなかむずかしい面もあるやうでありますけれども、十分これらについては善意をもつて協議をし、協調をして、そうして取締りという面においてはやはり連帯責任者ですから、そういう事態のないやうにやつていかなければならないと思つたのであります。すでに今日先ほど申し上げたやうな兆候が現われております。四月一日完全実施を機に今のような空気でもつてさらにそれが発展していくやうなことになるやうなことは大へんと思つた。刑罰法制定のときに一番問題になるのは警察のファッショ、検査のファッショということでありまして、それは政府責任者においてそういうあやまちのないやうに努力されるであらうとは私も思いますけれども、しかし、この種の犯罪に關しては、一般問題とは違つて、捜査官においても悪い意味において特別な興味を持つ、興味を持って深入りをし過ぎるやうな心配のある問題でありますから、それに対して一つのしつかりとしたお考えをお持ちにならなければならぬと思つたのであります。今それについてどういふやうなお考えをお持ちになつておられますか、この際は法務大臣から一つお答えをいただきたいと思つた。

この法の精神を徹底して参らなければ、ただいま御指摘のような弊害が起きると思っております。いずれ詳しく

はり国民の常識のごくになって参っております。私どもやはりその心配を持っている一人であります、この

ります。そこで、今度売春防止法が施行になるにつきましては、厚生省としては、売春婦が解放される、廃業

うな性病を持った者も多かるうと思うのでございます。従いまして、婦人補導院における医療の問題は、補導の内容

る法律、あらゆる施策に対してその方法を考へてゐるわけでありませう。特に民主政治のもとにおいては一番大事な

ことだと考えております。力を入れておるわけでありますが、ことに、こういう法律については、法律を理解し、あるいはその内蔵しておる道義の振興ということが法律を円滑に実施する一番根本にならうと思ひますので、特別に必要を感じるわけでございます。ただいまこの廃娯防止法の実施に当たって、この法律を對象として特別の措置を立てて実施しておるわけではございませんが、全般としてそういうことの重要性を感じ、また特にこの法律については啓蒙並びに協力を得る手段を強く推進する必要があると考えております。

○高橋(議)委員 重ねて申し上げておきますが、先ほど刑事局長が言われましたように、外国においては非常に日本の法律を高く評価しておる、むしろこれに對して激賞の言葉を送られておるという状況であります。国内においては、ああいう法律ができていても実行できるものではないのだ、こういうことで、作るときには大いに熱を上げたが、できてしまつてからはむしろその弊害だけを大きく取り上げておる。婦女子に対する暴行事件が起るのじやないか、花柳病が蔓延するのじやないか、あるいはまた警察ファッショになるのじやないかというようなことが大きく取り上げられておる。そして、よいところがどうも十分国民に徹底してない傾向にあるわけでありまして、そこをやはり政府の責任において十分徹底させるよう格段の努力を一つ要望いたします。

次に、業者に対する関係について厚生省側の御答弁をいただきたいのでありますが、その統計数字は調査された

ものがここに提出されておりますが、業者の転廃業についての状況、特にその人たちが将来どういふふうな考えを保持して転廃業をしていくか、ほんとうに法律の精神を生かそうとしておられるものであるか、あるいは法律をくぐつて適当なところでいこうというふうな傾向があるか、そこは重大な問題であると思ひます。もしその転廃業についての施策というものがうまくいきませんと、これもまた従業婦問題と同様に非常に憂うべき事態が起る危険があると思ひます。政府のそれに対する協力、そういうようなことについて御説明をいただきたいと思ひます。

○安田(議)政府委員 廃娯業者の転廃業の状況等につきましては、昨日も申し上げたのでありますが、昭和三十一年九月の調査と比較いたしますと、大体三十三年度の一月で三〇%ないし三三%が転廃業をしておるというふうな推計をいたしておるのであります。その業種を大別いたしますと、旅館が多く、そのあとは料理店であるとか飲食店であるとかその他の風俗営業関係のものが多くござります。こういうことを実際にやっておりますのは、都道府県に廃娯対策推進本部というものを置いておまして、そこでいろいろと警察関係でありますとかその他の関係の部局が連絡し協力してやつておるわけでありまして、私どもの方に直接参りますところの業者などの話を聞いてみましても、今いわゆる擬装転業というふうなものを赤線の中でやるということとは、少くとも業者は考えていないのじやないかというふうに実は私も見ておるわけでありま

す。業者自身も、本気で転業するのであるからして、何かいろいろと指導ないし援助してくれというのを申し出ておる。そのときに、たとえば、かりに赤線でそういうことをやれば、これはやはり警察の方も目をつけておりますし、同時にやはり世間の批判もそこに集中されておるわけでありまして、そんなまじいことはやらない、これは極端な話であります。もしやるとすればそのほかでやるのであつて、そういったようなことはやらないというのを申し出ておるもので、現在の赤線は、真正正銘にそういうものを受け取りまして、もしそういう間違ひを起しますならば、これは警察の方でも断固として取り締まるということをしておりますので、そういうふうになるものと考えております。その転廃業の許可営業等につきましては、それを許可いたしますときには、十分そのことを徹底させまして、そうして許可を与えておるような状況でござります。

○高橋(議)委員 業者に対する考え方、これは廃娯防止法制定当時からいろいろ論議されておりましたが、やつておることが非常に悪いことなんで、これを罪悪視し、これに對して非常な憎しみを持ったような考えが相当強く出ておつたと思ひます。私も、憎んでみたところで、廃娯防止法というのは何も業者をいじめつけるという趣旨じやないで、廃娯というものが法律に規定されているような形において起らないようにするということに熱心でなければならぬ、こういう建前に立つておるのですから、これはほんとうに理解をさせ、かつその転業にも協

力をさせて、一時法網をくぐらうというふうなことをしないように心から転業し、そうして後日転業をしたことがよかったと思ふところまでいかなければ、この問題の根本的な解決にならないと思ひます。内閣においても、そういうことを考えて、いろいろ協力すべき点は協力しなければならぬ。今までやつておつたことがよくなかつたからやつとけとか、少しいじめつけろというやり方をやつておつたら、この法律実施は失敗をすると思ひますので、それこそ真剣に廃娯問題を解決していくためにはどうするかという立場に立つて政府は十分な施策を立てられるべきであると思ひます。一つそういうふうな政策を推進されるように要望いたしておきます。

次に法務大臣に伺ひますが、この廃娯関係犯罪の四月一日から実施される刑罰規定運用に關して、いわゆる刑事政策という高い面から、これについては一般犯罪とはまた若干異なつた特殊のものもあると思ひますから、廃娯関係犯罪取締りに對しての刑事政策的な構想を一つ伺ひたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 四月一日からいよいよ刑罰規定の適用が始まるのでござりますが、この関係においての檢察の方針というふうなことに對してのお尋ねでございます。これは、部内におきましても密に密に相談いたしておりました。大体におきまして、一言で言へば、とにかく画期的な取締り法規であるから、急激に断層的にこれを一々犯罪に問うというふうなことをすることは少し無理ではないか、法律では明ら

かに犯罪となつておりましたも、ともかく長い間大目に見てこられたその慣習がござりますから、やはり漸を追うていかなければならぬのではないかと、まず得る限り訓戒によつていゆる改過遷善をさせるというふうな方面から入りまして、すぐに刑罰規定を適用せずに、まずその事前の保護処分にするとか、あるいは刑の言い渡しをいたしましてもこれを保護観察に付するとか、さらに進んでは今御審議を願つておりますような補導員によつて保護矯正するといふような方面に力を注いでいくというふうなこの法律を実施して参りたい、かように考えておるものが大体の方針でござります。

○高橋(議)委員 労働省にお尋ねをいたしますが、この保護規定が実施されましたから、約一年の間に少年婦人の対策としていろいろ御努力になつたと思ひますのでありますが、今日までの実績について全体的なお話を承りたいと思ひます。

○谷野政府委員 労働省におきましては、廃娯防止につきましてもかねてから非常な関心を寄せて、いろいろ調査、啓蒙活動、あるいはいろいろ行政機関と連絡をとりまして、この問題の推移につきまして十分お手伝いをして参つたのでありますが、廃娯防止法が施行されて、昨年において婦人少年局の方におきましてとつた措置につきまして御報告申し上げたいと思ひます。

廃娯防止の措置につきましては、私どもの所管といたしまして、調査活動と啓蒙活動、並びに婦人少年室を通しての相談業務の活動がござります。まず、私どもは、廃娯防止の問題

それ自体が婦人の人権に関係いたします問題でございますし、またこの防止が、皆様にこの法律の趣旨がよくわかっていただまして、すべての方が協力をしていただくことが必要であると存じましたので、昨年度におきましては、特に啓蒙活動といたしまして、売春防止法の全面施行に伴う一般社会のよき理解を得るための啓蒙活動を実施いたしました。つまり、法それ自体の内容と同時に、売春問題に対する正しい社会の認識を高めるような啓蒙活動を実施したのでございます。このために、ポスター、リーフレットなどの啓蒙資料を作成いたしましたし、おふる屋であるとか、あるいは道路でありますとか、あるいはいろいろな行政機関などに配りますと同時に、地方の婦人少年室を通して売春の防止の問題についての懇談会を各方面との連絡のもとに実施いたしました。とりわけ、特にこの問題につきまして売春防止の御協力をいただいております婦人団体、さらにまた、これから御協力をいただく婦人団体などの皆様とも御連絡をとりまして、講演会、懇談会などを地方の婦人少年室を通して実施いたしたわけでございまして、この結果、特に目立ちますことは、婦人の皆様の協力態勢を深めると同時に、売春婦の皆様がこの問題について積極的に関心を持って、婦人少年室に相談に来られる方が非常に多くございまして、更生を進めるためのお手伝いをいたしましたのでございます。また、婦人少年局におきましては、特にこの啓蒙活動の実施機関を通して、全国の赤線に働いていらっしゃる従業婦の方、さらにまた親元につきまして、転

落原因、さらにまたこれから更生いたしますことについての問題点などについて実態調査を実施いたしました。この過程において売春婦の皆様からの御相談にございましたと同時に、親元調査その他にありまして、転落途上にあります皆様もここで救済することができたのでございます。さらにまた、婦人少年局におきましては、婦人少年室が婦人問題の第一線の相談機関でございますので、特に売春婦といわず一般の婦人の皆様の御相談も受けているわけでございしますが、特に啓蒙活動、調査活動の過程を通して、この問題についてははっきりわかって下さいました売春婦の方、あるいはまたこれから転落しようとする方々の相談業務を実施いたしまして、昨年におきましては約三千件の相談を実施いたしました。それで、相談の結果、更生された方あるいはまた家庭へ帰られた方、収容された方、あるいは前借金その他の紛争の処理などにつきましても、その他の問題につきまして十分相談に応じて差し上げることができたわけでございます。以上のような調査活動、啓蒙活動、さらに相談業務を通して、私どもは昨年一カ年間に売春防止のためにいろいろと施策をいたして参りましたのでございますが、さらに、私も、これから以上のような業務をますます促進いたしますと同時に、婦人少年行政の本来でございます婦人問題の立場から、特に一般的な婦人の地位の向上を通して売春問題の解決のためにさらに努力を進めて参りたいと存じます。

○高橋(補)委員 本日はこれを最後にいたしたいと思います、藤原副長官にお尋ねしたいと思ひます。この売春対策審議会の御意見等を見ますと、これは具体的な予算問題などは出ていないわけですが、そこで、各関係省から大蔵省に予算の要求をする、大蔵省ではうんとそれを削るというので、大蔵省はこの法実施に關連しての熱意があるのかないのか、熱意がないのじゃないかという心配をしておたわけですが、これが今の政府の方針のごとくにとられてしまうので、先ほど来お伺いいたしますと、各省の關係者の方々は非常に自信をもつて非常に熱心にこの問題と取り組んだわけですが、ところが、予算の面になると実際に貧弱なものである。そこに問題があると思うのですから、これはもう、内閣において、この仕事をやるにはこのくらいの予算が必要なのだというくらい具体的な検討までやって、そうして強く出してもらおうというふうにやった方が仕事がいよいよのじゃないか、それがほんとうの仕事じゃないか、ただ予算を抜きにして文章を並べるといふのではなくして、予算問題もあわせて十分検討していくというふうなやり方が、これは責任ある人たちのやり方じゃないかと思うのです。これは内閣審議室においてもそういうふうなやり方を一つされる必要がある。それをやるについても、私が先ほど申し上げたような機構がまだ不十分である。それを徹底したものを作っていかないと大へんだ。これはそうこのまかい問題じゃないのです。この法律がうまく運営できて成功するか不成功に終るかということは、日本全体と申しますか、日本の政治に關係しておる者の、日本政府の、これはまあかな

えの輕重を問われるというふうな重大問題ですから、力を入れていただきたい。それについて所見があれば承わりたい。要望いたします。

○藤原副長官 売春防止法実施に對して予算がどうも不十分であるということでございます。実は、三十三年度予算の編成の途上におきましても、審議会の各位が非常に心配されました、わざわざそのために総会を開いて意見を具申するというようなことも行われたのであります。私どもの手元で集計いたしましたのも、そういう意味から申しますと決して満足すべきものではございませんが、かなりしかしその点については財政当局も編成途上において考え方を強くしたと思っております。今後におきましてもそういう点について一そう強力に推進するためには機構上の強化をする必要があるという御意見につきましては、十分考慮いたしたいと考えております。

○町村委員長 神近市子君。

○神近委員 私は、時間がほんの五分間くらいしかございせんので、一、二問ちょっと伺いたいことがござい

ます。それは、高橋委員の御質問のあった性犯罪のことについてでございますが、竹内局長が仰せのように、最近起つておる性犯罪というものが売春防止法施行に伴うものというふうな印象は持たないというふうにおっしゃったのですが、私もそれはそうではないかと思つたのです。今まで売春が野放しになつてた結果でございまして、これは二十六年の婦人少年局の御調査の結果としても、赤線あるいは青線の盛んに売春の行われる周囲に一番事件が起つてゐるということ、性犯罪が最近のような状態に非常に多く起つてゐるのは、日本の長い制度の結果であり、また終戦後の野放しの状態の結果である。今回これが一変するように私どもは考えて立法に当たつたように考へます。それで、今犯罪方面からのお取締りの予想というふうなものは伺ひましたけれども、私は、これは、被害を受ける方の婦人側から多少の考慮を払うべきだということ考へますので、婦人少年局にちよつとお尋ねしたいのでございます。私どもが子供の時代には夜が夜外出するということが非常に少なかった。少なかったけれども、出るときにはちゃんと同行者を連れらるか、あるいは、私もいなかでござい

長く続くものだとは思いません。日本の青少年の質とそれから性行為というものには、お金だけではだめなんだ、人間としての責任を持って当らなければならぬというこの教育効果を非常に大きく考えているわけでございます。それによって日本の青少年が作ります。かえられるというふうを感じているのですが、婦人少年局の四月の婦人週間に当りまして、こういうことについて婦人側に警告を与えるというふうな御意図なり、あるいは御計画なりがあるものでしょうか。もしあるとすれば、どういふふうな方法をお考えになつてゐるか。ないとすれば、この際一つお考えただいていいのではないかと。こういう点について婦人少年局にお伺いしたいのです。

○谷野政府委員 売春防止の問題につきましては、婦人の人権に基く問題でございます。婦人自身が自分の個人の尊厳をはっきりと意識するということが基本的に大事なことであると存じます。ところが、一方、若い人たちの中に、やはり個人の尊厳ということから、自分の意識の過剰から、ともすれば先生がただいま御指摘なさいましたような問題があるのではないかと私も心配いたします。やはり、自己が独立いたしますと同時に、女性としてのいろいろな問題についても絶えず気をつけることが非常に大事なことでございまして、やはり自己を保ちますためにそのような被害からできるだけ防ぐことが必要なことで、そのことに對する良識を若い人たちが持っていたかどうかは大へん大事なことで存じます。私ども婦人少年局におきましては、かねがね婦人問題の立場から男女の近代

的な交際というところについて啓蒙活動を通して若い人たちの良識を高めるために努力をいたしているものであります。特に、この点につきましては、先生がおっしゃっていただきましたように非常に大事なことであると存じます。で、先生のお話のように、婦人週間につきまして、ことは特に婦人の正しい共同活動を通して婦人の力が役立つようにということをお力の目標として取り上げました。従いまして、私どもは、この婦人週間の努力の目標に

応じまして、たとえば共同活動の中に、この性犯罪を防止するために婦人たちが共同の活動を通してどのようにできるかというのを家庭も考えていただきます。あるいはまた婦人団体の皆様も、お母様として、あるいは長上の方としてどのようなことを考えられるかということをお考えいただくことができないのではないかと存じます。先生がおっしゃいましたことは、この問題と関連いたしましたことは、この問題といたしまして大事なことでありと存じますので、私どもも、御趣旨に沿ひまして、できるだけ週間を通して努力をするように運びたいと存じます。

○神近委員 これは質問と申します。これはちよつと藤原副長官に伺いたいのですけれど、ただいま高橋委員に對するお返事で、審議會を今後継続して存在せしめたいという御意向のようでありますが、私ども、法の作られる過程よりも、この実施の期間にもっと審議會の意見が反映しなければならぬいんじやないかというふうな考えます。私どもが非常に残念に思います。とは、今まで副長官なんか審議會に御

出席になったことが一体あるのですか。そして、予算の問題であれ、あるいは行政措置の問題であれ、そういうような少し困難な問題に御協力が十分でなかつたというふうなことを私感しているわけでございます。それで、これから今お話の通り非常に強力で協力していただくといいことをここで約束していただきますかどうか。

○藤原政府委員 どうも政府の審議室なり総理府の協力が十分でないというおしかりでございますが、また私自身出席したかということですが、私もたびたび出席いたしましたし、予算の問題のときも出席しております。先生はあるいは御記憶ないかもしれませんが、その審議會の御活動をお願いに御不自由のないようにということとは十分考慮しておりますが、先ほど高橋委員からも御指摘がありましたように、あるいは政府自体の手が回りかねてゐるということもありはしないかとおっしゃいましたが、そういう点も確かに従来あつたろうと思います。御指摘のような意味で、今後はそういうことのないように、十分審議會の御活動に御不自由をかけないようにいたしたいと思つております。

○町村委員長 世耕弘一君。○世耕委員 午前中の時間もだいたい経過したようでありまして、私はこの際数点だけお尋ねしておきたいと思つております。主として警察方面の方にお聞きしたいと思つたのですが、警察の方はきょうは御都合でおいでにならないようでありますから、同法関係御当局に数点お尋ねしたいと思つております。

難が世間にあることは、しばしば私は耳にすることでありまして。さる法を国会が通しておいて、さとうまく取り締まれないことは、ずいぶん勝手なことを要求するものだ、おそろく事務当局の方々は迷惑そうな顔をしておられるだろうと思つた。しかしながら、できてしまつた法律だから、最も上手に運用しなければ、かえつて社会悪を増殖せしむるということにもなるわけでありませう。端的に言へば、さるの法律を作つておいて、さるの水をくめというふうな無理を要求しているんじゃないかというふうなことも考えられる。そういうことも一応われわれは頭に置きまして、私は二、三點お尋ねしてみたいと思つております。

まず第一に、売春の現行犯というのはどんなことをさしてゐるのか、いわゆる売春の予備未遂、既遂、どこで見当をつけるか、これも實際問題として考えられる問題じゃないか。その捜査に行つた者の判断のいかんにより非常に違つてくるんじゃないか、それと、それに伴つて、先ほど高橋委員からも質問がありました人権問題が伴つてくる、しかもそういう捜査に當る場合には多くの場合夜間に行われることだ、こういういろいろ悪条件が伴つてゐるのであります。それをこのさる法で片づけていくというのは、よほど名検事、名警察でない問題は残るのではないかと、こういうふうな考えられるのですが、これは私は決して追及するのでもない、これは私は決して追及するのでもない、これは私は決して追及するのでもない。實際問題としてどう扱つたら最も理想的にこれが処理されていくのかというところを隔意のない御返事を承わりたいと思つております。

○竹内政府委員 売春防止法がさる法だと世間で言われているようにございませうが、私どもは必ずしもさうに思つておらないのでございませう。刑事處分の第二章の規定を見ましても、第五條以下十五條に至る間の各規定を見ましても、これはなかなか峻厳をきわめた立法でございませう。ただ、問題は、さる法と言われますゆえんのもは、おそろくはこの單純売春を罰していいないという点にあるかと思つてございませう。この点につきましては、世界各國とも單純売春を罰すべきでないという方向に目標が向けられておりますし、特に、この立法に當りまして、もしも單純売春を罰せられることになつてしまつと、先ほどお話をしたような、夜間人の居室に入つていくといったような警察的な取締り行為が出てくるのでありまして、そういうことは基本的な人権の侵害にもなるおそれがあるというふうな考えられた結果、そういうことも考慮に入れられて單純売春を罰しないという建前をとつたと思われ

るのでございませうが、これは決して單なる手続上の問題というよりも、賣春取締りという世界的な一つの方向がこの点に一致してゐるのでございまして、決してこれをもって私どもはさる法だとは思つておらないのでございませう。まずその点を申し上げまして、單純賣春は違法でありますことは法第三條がはっきりといたしておるのでございませう。しかしながら、違法ではありませうけれども、そのことを罰しておらないのでございまして、従つて、賣春の現行犯と申しますのは、まず婦女子について申しますならば第五條の違反でござ

ところで、亮春の現行犯だといいますが、そんなことでございませんか、いって拒否された場合にどうする。証人はどこでつかむのですか。確証をあげることはなかなか困難な問題じゃないか。その点が問題になるのじゃないか。

ずれも勧誘行為等の違反が多いようございいますが、まずまず取締り上したる支障は今までの取締りの実績に徴しますとないように考えております。

○世耕委員　場所の提供についてどうですか。

ります。そこで、娘を持つ親御さんの心を考えてやる。ことに最近の娘さん
が相当太陽族化しているかドライ化し
ているときに、この法律を文字通り実
行いたしますならば、意外なところろ
に不幸を招くことを私は憂うから、

うような産児制限は奨励しておらぬという御答弁があったようであります。それをばき違えて、地方へ行きますと産児制限が相当全般的に波及いたしました、私の聞くところによりますと、東北地方のある部落では、大体毎年八

一つは、婦人補導院法案関係参考資料、この百二十六ページの連戻状のところですが、「前項の連戻収容状については、売春防止法第二十二條第三項から第五項まで、及び第二十七條第五項の規定を準用する。」こうあります、これはほかの法律の間違いじゃありませんか。売春防止法は二十七條ありませんのです。

○渡部(善)政府委員 これは新しい法律です。

○猪俣委員 わかりました。

それから、いま一つ、矯正局から出ております婦人補導院法案関係参考資料の九ページに、「婦人補導員収容人員算出基準」とありますが、これではまるで婦人補導員を収容するように聞えるのですが、これはどういう……。

○渡部(善)政府委員 「院」が「員」に間違えられております。どうもおそれ入りました。

○猪俣委員 それならわかりました。私の質問は次会にいたします。

○町村委員長 他に質疑の通告もございしますが、本日はこの程度にとどめたいと存じます。次会は二十七日木曜日午前十時三十分より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会